

東京学芸大学の産産・育児支援制度

【問合せ】人事課職員係 TEL:042-329-7126 MAIL:fukushi@u-gakugei.ac.jp

「◎」:利用可(有給)、「○」:利用可(無給)、「可」:利用可
「常」:常勤教職員、「有」:有期雇用教職員、「非」:非常勤教職員

	特別休暇等	男性	女性	概要	取得できる期間	適用区分等		
						常	有	非
1	妊産婦の健康診査等のための職務専念義務の免除	—	○	妊産婦である女性教職員が妊娠期間に応じた健康診査又は保健指導を受診するため、勤務を免除する。	妊娠満23週まで…4週間に1回、妊娠満24週から満35週まで…2週間に1回、妊娠満36週から出産まで…1週間に1回、産後1年まで…その間に1回 ※医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数 ※いずれも1回は1日の範囲内で必要と認められる時間	◎	◎	◎
2	妊娠中の休憩	—	○	妊娠中の女性教職員の業務が母体及び胎児の健康保持に影響があると認められたときに適宜とることができる休憩	妊娠中、必要と認められる期間	◎	◎	◎
3	妊娠中の通勤緩和	—	○	妊娠中の女性教職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに申請できる時差通勤、フレックスタイム勤務、勤務時間短縮などの措置	妊娠中、必要と認められる期間	◎	◎	◎
4	産前休暇	—	○	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に産する予定である女性教職員が申し出た場合、産の日まで取得できる休暇	産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の間で、申し出の開始日から産の日まで	◎	◎	◎
5	産後休暇	—	○	女性教職員が産した後に取得させる休暇	産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過した女性教職員が就業を申し出た場合で医師が支障がないと認めるときは勤務可能)	◎	◎	◎
6	育児参加のための休暇	○	—	妻(事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ)の出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前)から産後1年までの間に、産に係る子又は小学校就学前の子を養育する男性教職員が取得できる休暇	左記の期間内において5日間(1暦日ごとに分割可能)	◎	◎	◎
7	配偶者の産前産後休暇	○	—	妻の出産に伴う入院の付添い等を行う男性教職員が取得できる休暇	妻の入院等の日から産の日後2週間を経過するまでの間において2日間(1暦日ごとに分割可能)	◎	◎	◎
8	授乳等のための休暇	○	○	子の保育のために必要と認められる授乳等を行う時に取得できる休暇	子が1歳に達するまでの間に、1日2回それぞれ30分以内 ※男性教職員の場合は、それぞれ30分から当該男性教職員以外の教職員である親が、この休暇を取得する期間を差し引いた期間のみ取得できる。	◎	◎	○
9	子の看護等休暇	○	○	小学校6学年を修了するまでの子(配偶者の子を含む)を養育している教職員が、子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと、予防接種若しくは健康診断を受けさせるために付き添うこと、感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話を行うこと又は入園(入学)式若しくは卒園(卒業)式へ参加することをいう)のため勤務しないことが相当であると認められるときに取得できる休暇	年5日(対象となる子が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間	◎	◎	○
10	出生サポート休暇	○	○	不妊治療に係る通院等のため取得できる休暇	年5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合は10日)の範囲内の期間	◎	◎	◎

	労働時間・労働条件等	男性	女性	概要	取得できる期間	適用区分等		
						常	有	非
11 12	時間外・休日・深夜労働の制限	—	○	妊娠中の教職員又は産後1年を経過しない教職員から請求があった場合には、所定の勤務時間を超える勤務、休日の勤務及び午後10時から午前5時までの間の勤務には従事させない。	妊娠中から産後1年を経過するまで	可	可	可
		○	○	小学校就学前の子の養育を行う教職員が当該子の養育のために請求したときは、所定の勤務時間を超える勤務及び休日に従事させない。	子が小学校に就学するまで	可	可	可
		○	○	小学校就学前の子の養育を行う教職員が、当該子の養育を行うために請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間の勤務には従事させない。また、申請があった場合、超過勤務は1箇月24時間、1年間150時間以内とする。	子が小学校に就学するまで	可	可	可
13	就業制限	—	○	妊産婦等である教職員を妊娠・産前・産後・育児等に有害な業務に就かせてはならない。	妊娠中から産後1年を経過するまで	可	可	可
14	業務の軽減	—	○	妊産婦等である教職員が請求した場合には、業務を軽減し、又は他の軽易な業務等に就かせる。	妊娠中から産後1年を経過するまで	可	可	可
15	妊娠中又は産後の症状等に対応する措置	—	○	妊娠中又は産後の女性教職員から申し出があった場合にとられる、医師などの指導・連絡に基づいた、作業の制限、勤務時間の短縮、休業などの措置	妊娠中から産後1年を経過するまで	可	可	可
16	時差出勤	○	○	始業及び終業の時刻を基準とし、その前後1時間の範囲内において、始業及び終業の時刻を30分単位で繰上げ、又は繰下げることができるもの。	子が小学校第6学年を修了する年の3月31日を迎えるまで	可	可	可

	休業	男性	女性	概要	取得できる期間	適用区分等		
						常	有	非
17	出生時育児休業	○	※1	産後休暇を取得していない教職員が出生後8週間以内の子を養育するための休業。(休業期間中は無給だが、条件を満たせば、雇用保険から育児休業給付金の支給あり。)	子の出生後8週間以内に4週間(28日)まで	○	○	※2
18	育児休業	○	○	教職員が子を養育するための休業。(休業期間中は無給だが、条件を満たせば、子が1歳に達する日の前日までの間、雇用保険から育児休業給付金の支給あり。)	常勤教職員:子が3歳に達するまで 有期雇用教職員:子が1歳2箇月に達するまで	○	○	※3
19	育児部分休業	○	○	小学校就学前の子の養育を行う教職員が、当該子の養育を行うために1日の勤務時間の一部を勤務しない休業。(休業する時間については無給だが、条件を満たせば、子が2歳に達する日の前日までの間、雇用保険から育児時短就業給付金の支給あり。)	子が小学校に就学するまでの間で、1日を通じて2時間を超えない範囲内	○	○	○

※1 養子の場合等は女性教職員も対象となる。
 ※2 期間を定めて雇用される教職員は、子の出生8週間から6箇月を経過するまで引き続き雇用される場合に限り出生時育児休業を取得できる。
 ※3 期間を定めて雇用される教職員は、子が1歳6箇月を経過するまで引き続き雇用される場合に限り育児休業を取得できる。

☆上記各項目の内容は、本学の「就業規則」「勤務時間、休日及び休暇等に関する規則」「育児休業等規則」「超過勤務及び休日勤務に関する協定書」等によります。

休学	産前・産後に関する特別な規定はありませんが、所定の手続きを経て休学することができます。詳細は学務課(南講義棟1階)にお問い合わせください。
----	---